

随意契約締結状況（100万円以上）

（平成30年1月）

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にか かる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項（備考）
1	プレハブ冷蔵庫にかかる冷却器 入替 （鳥取県赤十字血液センター）	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成30年1月11日	株式会社北陽エンジニア・サ ービス 鳥取県鳥取市徳尾148-4	金1,296,000円	契約にかかる予定価格が160万円をこ えない財産を買い入れに該当するため。 （日本赤十字社会計規則施行細則第35 条第2項）	
2	コールドベンチの調達 （愛媛県赤十字血液センター）	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成30年1月11日	株式会社 荏原 東京都目黒区八雲1丁目6-5	金1,240,920円	契約にかかる予定価格が160万円をこ えない財産を買い入れに該当するため。 （日本赤十字社会計規則施行細則第35 条第2項）	
3	血小板恒温槽の調達 （愛媛県赤十字血液センター）	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成30年1月12日	株式会社大同工業所 大阪府大阪市楠根1丁目6番 45号	金2,484,000円	当該機器の性能を有する機種を販売し ているメーカーは株式会社大同工業所 のみであり、契約の性質又は目的が競争 を許さないときに該当するため。 （日本赤十字社会計規則第36条3項）	
4	冷凍庫の調達 （愛媛県赤十字血液センター）	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成30年1月12日	株式会社エヒメ医療器 愛媛県松山市立花6丁目1番1 号	金1,099,440円	契約にかかる予定価格が160万円をこ えない財産を買い入れに該当するため。 （日本赤十字社会計規則施行細則第35 条第2項）	

随意契約締結状況（100万円以上）

（平成30年1月）

5	血小板恒温槽等の調達 （島根県赤十字血液センター）	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成30年1月19日	株式会社大同工業所 大阪府大阪市楠根1丁目6番 45号	金1,587,600円	当該機器の性能を有する機種を販売しているメーカーは株式会社大同工業所のみであり、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。 （日本赤十字社会計規則第36条3項）
6	プレハブ冷蔵庫冷凍機一式の調達 （山口県赤十字血液センター）	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成30年1月24日	ティーエスアルフレッサ株式会社 広島県広島市西区商工センター一丁目2番19号	金3,294,540円	当該機器の整備は、プレハブ冷凍庫にかかる冷凍機の整備であり、販売元及び機器点検を実施しているティーエスアルフレッサ株式会社のみ整備可能であり、契約の性質又は目的が競争を許さため。 （日本赤十字社会計規則第36条3項）
7	プレハブ冷蔵庫冷凍機一式の調達 （山口県赤十字血液センター）	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成30年1月28日	ティーエスアルフレッサ株式会社 広島県広島市西区商工センター一丁目2番19号	金4,319,460円	当該機器の整備は、プレハブ冷凍庫にかかる冷凍機の整備であり、販売元及び機器点検を実施しているティーエスアルフレッサ株式会社のみ整備可能であり、契約の性質又は目的が競争を許さため。 （日本赤十字社会計規則第36条3項）
8	空調の整備 （島根県赤十字血液センター）	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成30年1月10日	山陰クボタ水道用材株式会社 島根県松江市平成町182番地 15	金1,097,280円	契約にかかる予定価格が250万円をこえない工事又は製造に該当するため。 （日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項）
9	空調の整備 （山口県赤十字血液センター）	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成30年1月10日	株式会社菱電 山口県防府市大字浜方 272-11	金1,188,000円	契約にかかる予定価格が250万円をこえない工事又は製造に該当するため。 （日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項）